

第一回在外同胞N G O活動家大会宣言文

第一回在外同胞N G O活動家大会推進委員会（共同主管団体・国際民主連帯、東北アジア平和連帯、トゥレ共同体運動、民主化運動記念事業会、同胞助け合い運動、月刊韓民族、在外同胞新聞、在外韓人学会、全南大社会科学研究院世界韓商文化研究団、朝鮮族福祉宣教センター、中国同胞の家／外国人労働者の家、中国同胞タウン新聞、ブルンアジアセンター、韓民族共同体発展協会、韓民族平和宣教研究所、海外僑胞問題研究所、K I N（地球村同胞青年連帯））は、日本、中国、ロシア、ウズベキスタン、米国、ドイツ、英国、オランダに居住する八カ国の在外同胞N G O活動家たちとともに、二〇〇四年一月一〇日から一月一三日までソウルおよび京畿道一円で「第一回在外同胞N G O活動家大会」を開催した。

私たちは今大会を通じて、あるときは涙を流し、あるときには互いの手を握り、各国に居住する在外同胞の多様な、自らの「生」から発せられる声を傾聴し、共有した。全世界にちらばっている在外同胞は、韓（朝鮮）半島の歴史・政治・経済的状况により、強制移住、出稼ぎあるいは移民として形成され、現在居住国それぞれの多様な政策により、少数民族、市民、永住権者あるいは外国人として互いに異なった「生」の背景をもっている。しかし、私たちと同じく、民族的「生」とアイデンティティを持ちながら、在外同胞社会の発展と国内外社会の民主化のために活発な連帯活動を繰り広げている姿に、私たちは分かちがたい共感を深めあった。

私たちはこうした思いに満ちた出会いがこれからも継続することを望みながら、在外同胞社会の権益向上と発展のための方案に対しても、深く論議をおこなった。在外同胞の存在は日本帝国主義による植民地支配、南北分断、政治・経済的桎梏という過去の歴史の反映であり、したがって国家は在外同胞の権益に対して明らかに歴史的責務を持っているにもかかわらず、在外同胞を保安対象あるいは経済的価値と人的資産としてのみ活用しようとする歴代韓国政府の認識に、私たちは大きな憂慮とともにその限界性を指摘する。

私たちは今後国内外在外同胞社会間の固い連帯を通じて、現政府の前向きな在外同胞政策策定に主体として参与することを鮮明にしながら、在外同胞社会の発展のためにも実践しなければならない課題を整理し、次のように宣言する。

一．在外同胞政策を総合的に管掌することのできる法、制度整備および国家機構設立

私たちは依然として日本の朝鮮籍在日朝鮮人を排除し、中国、ロシア同胞を国内不法滞留者に転落させ、現行「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律（在外同法）」の再改正および関連下位法令の整備、在外同法のための基本法制準備、在外同法政策を総合的に総括し、執行する単一の国家機構設立のために固く連帯し、大韓民国国会と政府が根本的な解決策を準備するために努力することを強く求める。

二．不法滞留同胞の赦免と自由な故国往来の完全保障

他国の様々な事例から確認されるように、全世界の在外同胞の国内滞留および自由な故国往来は当然の歴史的権利である。したがって現在国内で当面する同胞問題の解決は、国内不法滞留在外同胞に対する大統領の全面的な合法化および自由な故国往来の保障のみが唯一の代案であることを認識し、この実現のために各在外同胞社会で自ら多様な方案を模索し、この問題解決のために共に努力していく。

三．同胞間の葛藤を煽ってきた汚名と悪習の過去を克服し、在外同胞全体の権益擁護および支援の役割をになうこと

私たちは在外公館を含む在外同胞関連の政府部処および機関が、過去の棄民と監視、同胞社会分裂の主体という汚名と過去の悪習をぬぐい去り、在外同胞社会の権益擁護および支援という本来の役割を正しく行うことができるように、持続的に共同対応していく。

四．在外同胞の次世代の民族教育と関連する明確な政策と大幅な予算拡充

私たちは在外同胞自らの力で、造り守ってきた韓国（朝鮮）学校とハングル学校がおかれている現実など、在外同胞の劣悪な民族教育環境を居住国の教育現場の生々しい証言を通じて確認し、その原因を韓国政府の在外同胞教育政策の不在、あるいは消極性に見いだすことができた。在外同胞の教育活性化と次世代育成のために政府が大々的な予算を拡充することを強く求めるとともに、国内外の民間団体との連携など多様な方案を共に模索していく。

五．真の民族統合のため、民族および在外同胞社会の分裂を助長してきた歴史を反省すること

民族の統一はすべての在外同胞の歴史的願いである。私たちは各国在外同胞社会を分裂させ、拭うことのできない汚名と歴史的な傷を残した現行国家保安法の廃止のために広範に連帯し、過去、政府機関によるねつ造と分裂の歴史に対する徹底した真相究明および公式的な謝罪、被害の当事者である在外民主人士に対する復権を推進するために努力していく。

私たちは以上の課題および、それ以外のロシア・サハリン同胞と在日同胞など植民地によってもたらされた被害を受けた在外同胞の歴史保障、在ドイツ同胞の福祉問題、在外国民参政権回復など在外同胞全般の問題に対する対応と実践のためにサイバー在外同胞活動家ネットワークを形成、持続的に共同協議することにした。

また、私たちは各地域別の現場性を持つ在外同胞活動家が主体となる構造、大会および連帯体の名称、実践に必要な財政構造などはネットワークを通じて持続的に、共に論議していき、きたる二〇〇五年一月初旬に開催が予定されている第二回大会を含む、第三回

大会までは韓国で開催することにし、その後からは在外同胞が居住する現地に会場を変えて開催することに合意した。

二〇〇四年一月三日

第一回在外同胞N G O活動家大会